## 6 国の一般会計歳入及び国税収入決算額(平成30~令和4年度)

## (1) 国の一般会計歳入決算額

(単位 億円)

		項			目			平成30年	度	令 和 元 年	度	令和2年	度	令和3年	度	令 和 4 年	度
_	般	会	計	歳	入	総	額	1 056	974	1 091	624	1 845	788	1 694	031	1 537	295
租	税	及	び	囙	紙	収	入	603	564	584	415	608	216	670	379	711	374
官	業	益 金	及	び	官業	镇 収	入		507		513		464		611		601
政	府	資	産	整	理	収	入	2	680	2	264	2	929	3	190	3	695
雑			Ц	又			入	50	984	71	386	70	681	73	486	69	300
公			f	責			金	343	954	365	819	1 085	539	576	550	504	789
前	年	度	剰	余	金	受	入	55	284	67	227	77	959	369	815	247	536

(資料) 財務省「令和4年度決算の説明」

## (2) 国税収入決算額

(単位 億円)

項			目				平成30年	度	Ė	令 和 元 年	度	令和2年	度	令和3年	度	令和4年月
ע	Z.		λ	á	*	額	642	24	11	621	751	649	330	718	811	763 3
		会		計		分	603	56	4	584	415	608	216	670	379	711 3
		得				税	199	00	)6	191	707	191	898	213	822	225 2
		泉				分		65		159			976		332	187 3
		告	î			分	33	35	6	32	332	31	922	38	490	37 8
		人				税		18		107			346		428	149 3
		続				税		33			005		145		702	29 6
		費				税	176	80	)9	183	527	209	714	218	886	230 7
						税		75			473		336		321	11 8
ば				- -		税		61			737		398		057	9 5
Ě	Š	J.F	7	由っ		税	23	47		22	808	20	582	20	762 48	20 6
		ガ		ス	•	税		1	6		68		46		48	
	機		燃		料	税		52	27		508		85		303	3
		石		炭		税		01			383		078		355	6 6
用		発		足	進	税		22			158		110		162	3 1
:==	車	N/z	重		量	税	3	94		3	881		985	3	876	3 9
親	Ł	光	),	旅	客	税税	10	ט 71 (	9 1	Q	444 412		10 195	ρ	19 934	1 10 0
						-		, , ,		J	712	U	130	U	304	10 0
		$\lambda$				税		10			102		92		94	
_	_	0)				他			0		0		0		0	
H	t		Ц	又		入	10	72	29	10	232	9	195	9	608	9 8
1	与移		付金	<b>注特</b> .	別会	計分		25		32	091	35	974		494	46 0
		法		人		税		80			042		183		814	18 8
	揮	<b>114</b>	発		油	税	2	51		2	440		202	2	221	2 2
	ス料	税税			与 分 与 分			7 15	6		68 145		46 24		48 147	1
	量				サ カ 分			70			833	2	910	2	830	2 9
	<b>=</b>	ع	(	h		税	_	12			127	_	115	2	117	1
£	=	人	4	寺	別	税	20	87			436	9	777		-	
t		人	Ī	事	業	税			-		-		717	18	316	21 6
į	基	金	特	別:	会計	· 分	1	24	18	1	238	1	122	1	120	1 1
	٤	_	特		別	税		24			238		122		120	1 1
ļ	<u> </u>	復	興	特	別会	: # <del> </del>	4	15	4	4	001	4	016	4	467	4 7
寺		別		折	得	税	_	15			001		016		467	4 7
寺	Ĵ	別		去	人	税			-		-		-		-	
		စ				他		1	6		6		2		352	
		0				他			6		6		2		352	

<sup>(</sup>備考) 1 国際観光旅客税は、平成30年度税制改正において観光先進国実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図るための恒久的な財源を確保するため創設された。

<sup>2</sup> 特別法人事業税は、令和元年度税制改正において地域間の税源の偏在性を是正するため、法人事業税の一部を分離して導入された。 (資料) 財務省「租税及び印紙収入決算額調」